

令和2年3月26日

学生の皆様へ

川崎市立看護短期大学
学長 坂元 昇

新型コロナウイルス感染症に伴う海外渡航した学生の対応等について

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、国等において、様々な対策が講じられています。

本学においても、4月から新学期が始まる中で、学生の皆様に健康で安全な学生生活を確保するため、下記の内容について、適時対応していただきますようお願いいたします。

① 先日、メールにて海外渡航の状況の有無等について、回答をお願いしましたが、回答をされていない学生の方は、至急メール又は電話にて必ず回答をお願いいたします。また、海外渡航については、川崎市立看護短期大学学生細則第18条第2項により事前に渡航届（第18号様式）の提出が必要です。令和2年1月以降、海外渡航した学生の皆様に提出をされていない方は、必ず事務局に提出してください。

② 海外渡航をされた方で、外務省のホームページ（下記参考）にて公表されている渡航期間、渡航国に該当する学生の方は、健康状態に異常のない方も含めて、14日間の待機等を行っていただき、事務局まで報告をお願いいたします。

又、海外渡航がない方についても、健康状態に自覚症状がある場合、「帰国者・接触者相談センター」に必ず相談し、受診を勧められた医療機関等で受診してください。その後の結果について、必ず事務局に報告してください。

（参考）

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

○海外渡航情報については外務省のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページをご覧ください。

（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

○川崎市のホームページ 新型コロナウイルス感染症について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114231.html>

事務局総務学生課 電話 044-587-3502